

◎日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の改正に関する  
交換公文

(略称) 中国との航空運送協定附属書改正取極

平成十六年十月一十八日 北京で  
平成十六年十月一十八日 効力発生  
平成十六年十一月一十二日 告示

(外務省告示第七五三号)

目 次

|            |      |
|------------|------|
| 中国側書簡      | ページ  |
| 1 附屬書の1の改正 | 一三五五 |
| 2 附屬書の2の改正 | 一三五六 |
| 日本側書簡      | 一三五八 |

(中国側書簡)

中国便書  
簡

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、千九百七十四年四月二十日在北京で署名され、千九百九十三年二月十七日に改正された中華人民共和国と日本国との間の航空運送協定（以下「協定」という。）の規定並びに両国の航空当局が二千二年九月二十六日に西安において署名した中華人民共和国及び日本国との航空当局間の討議の記録及び二千三年七月三十一日に東京において署名した中華人民共和国及び日本国との航空当局間の討議の記録に従い、中華人民共和国政府に代わつて、協定の二千一年四月二十三日に改正された附属書を次のように改正することを提案する光榮を有します。

1 附属書の1（中華人民共和国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線）の路線を次のように改める。

| 中華人民共和国内の地点 | 中華人民共和国が選択する二十一地点             |
|-------------|-------------------------------|
| 日本国内の地点     | 東京                            |
|             | 大阪                            |
|             | 仙台                            |
|             | 名古屋                           |
|             | 長崎                            |
|             | 福岡                            |
|             | 福岡                            |
|             | 新潟                            |
|             | 岡山                            |
|             | 岡山                            |
|             | 新潟                            |
|             | 福島                            |
|             | 福島                            |
|             | 富山                            |
|             | 札幌                            |
|             | 札幌                            |
|             | 沖縄                            |
|             | 大分                            |
|             | 鹿児島                           |
| 中华人民共和国     | 中华人民共和国<br>选择的日本国境<br>内的另六个地点 |

# 中国との航空運送協定附属書改正取極

一一五六

鹿児島

中華人民共和国が選択する日本国内の他の六地点

以遠の地点

バンクーバー

トロント又はカナダ内の他の一地点のうちの一地点

サンフランシスコ

シカゴ又はニューヨークのうちの一地点<sup>(注)</sup>

中南米(メキシコを含む)内の三地点

(注) 中華人民共和国から東に向かつて運航される飛行でシカゴ又はニューヨークのうちの一地点に定期の着陸を行うもの及び中華人民共和国に向かつて西へ運航される飛行でシカゴ又はニューヨークのうちの一地点から定期の離陸を行うものは、サンフランシスコに定期の着陸を行わなければならぬ。

2 附屬書の2(日本国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線)の路線を次のように改める。

日本国内の地点

中華人民共和国内の地点

日本国が選択する二十一地点

北京

上海

大連

西安

广州

青島

杭州

天津

沈阳

武汉

重庆

昆明

瀋陽

武漢

重慶

昆明

廈門

日本国が選択する中華人民共和国内の他の八地点

シンガポール

以遠の地点

(注) 从中华人民共和国东行至芝加哥或纽约的定期航班以及从芝加哥或纽约西行至中华人民共和国的定期航班必须在旧金山经停。

二、附件之二的航线(日本国政府指定的空运企业经营的协议航班的往返航线)修改如下:

日本国境内的地点  
日本国自选的二十一地点

中华人民共和国境内的地点  
以远点

北京  
上海  
大连  
卡拉奇

西安  
新德里或孟买或  
卡拉奇

广州  
新加坡

青岛  
新德里或孟买或  
卡拉奇

杭州  
开罗或伊斯坦布尔

天津  
雅典或欧洲的另一点

沈阳  
罗马或欧洲的另一点

武汉  
巴黎

重庆  
伦敦

昆明  
日本国选择的中华  
人民共和国境内的  
另八个地点

（ユーラリー、ムンバイ又はカラチのうちの一地点—  
テヘラン、ペイルート、カイロ又はイスタンブールの  
うちの一地点—

アテネ又はヨーロッパ内の他の一地点のうちの一地

点—  
ローマ又はヨーロッパ内の他の一地点のうちの一地  
点—

パリー

ロンドン

本官は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下のその旨の返簡がこの問題に関する両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるも  
のとする」とを提案する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、いゝに閣下に向かつて敬意を表します。  
一千四年十月二十八日に北京で

如果日本国政府接受上述建议，我謹提议，本函及閣下的复函即成为两  
国政府在此问题上达成的谅解并自閣下复函之日起生效。  
順致崇高的敬意。

中华人民共和国外交部副部长  
武大伟

二〇〇四年十月二十八日于北京

中華人民共和国  
外交部副部長  
武大偉

中華人民共和国駐在

日本国特命全權大使 阿南惟茂閣下

中国との航空運送協定附属書改正取極

簡 日本側書

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(中国側書簡)

本使は、更に、前記の提案が日本国政府にとつて受諾し得るものであることを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両政府間の合意を構成し、その合意が本日付けで効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千四年十月二十八日に北京で

中華人民共和国駐在

日本国特命全権大使 阿南惟茂

中華人民共和国

外交部副部長 武大偉閣下

(参考)

この取極は、昭和四十九年に発効した中国との航空運送協定（昭和四十九年二国間条約集及び条約集第二三三四号参照）の附屬書を改正するものである。